都市機能誘導区域外における行為の届出(都市再生特別措置法第 108 条関係) に関する提出書類

《開発行為の場合》 提出部数は各2部(正本・副本)

- ◆届出書・・・様式第4
- ◆添付図書
- ①付近見取図
- ②開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1,000 分の 1 以上のもの (現況図)
- ③設計図で縮尺 100 分の1 以上のもの(土地利用計画図)
- ④その他参考となるべき事項を記載した図書(誘導施設であることが判断できる資料等)

《建築等行為の場合》 提出部数は各2部(正本・副本)

- ◆届出書・・・様式第5
- ◆添付図書
- ①付近見取図
- ②敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの (配置図)
- ③建築物の2 面以上の立面図及び各階平面図で縮尺50 分の1以上のもの
- ④その他参考となるべき事項を記載した図書(誘導施設であることが判断できる資料等)

《届出した内容を変更する場合》 提出部数は各2部(正本・副本)

- ◆届出書・・・様式第6
- ◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様